

## 第42号議案

府中市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年8月29日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正に伴うほか、所要の改正を行うものであります。

## 府中市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

府中市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成11年3月府中市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、第15条第1項に規定する」を「、配偶者又は2親等内の親族で疾病、負傷又は老齢により」に、「ある者を介護する」を「ある者（以下「要介護者」という。）を介護する」に、「第15条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者の」を「次項に規定する要介護者の」に、「当該者」を「当該要介護者」に改める。

第8条の2の見出し中「育児」の次に「又は介護」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「育児」の次に「又は介護」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

第8条の3第2項中「第15条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者」を「要介護者」に、「当該者」を「当該要介護者」に改める。

第15条第1項中「その配偶者又は2親等内の親族で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの」を「要介護者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第15条の2 任命権者は、職員が請求した場合において、当該職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められるときは、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「介護時間」という。）を承認するものとする。

2 介護時間に関しその期間その他の必要な事項は、市の規則で定める。

第16条第1項各号列記以外の部分中「次項各号」を「第3項各号」に、「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」

を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(7)中「という。）」の次に「(当該子の出生の日から第6項に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第4項の規定に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日)」を加え、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (7) 当該非常勤職員の養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第3項第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下この(7)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同項第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、再度任用されることに伴い、再度任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第16条第1項第1号ウ及びエを削り、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「配偶者が負傷又は疾病により入院した場合、配偶者と別居した場合その他の」を削り、「生じることとなった場合」を「生じた場合として次に掲げる場合に該当することとなった場合」に改め、同項に次の3号を加える。

- (1) 配偶者が負傷又は疾病により入院した場合
- (2) 配偶者と別居した場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市の規則で定める場合

第16条第5項を同条第7項とし、同項の前に次の1項を加える。

6 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第16条第4項各号列記以外の部分中「既に」の次に「2回の」を加え、「当該子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間内に、」を削り、

「最初の育児休業」を「育児休業法第2条第1項第1号及び第2号に規定する育児休業」に改め、同項第1号中「、若しくは」を「、又は」に、「失い、又は第6項第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された」を「失った」に、「若しくは同号」を「又は第8項第2号」に、「死亡し、又は養子縁組等により職員と別居する」を「次に掲げる場合に該当する」に改め、同号に次のように加える。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第16条第4項中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業の承認が第8項第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することになった場合

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第16条第4項第5号中「配偶者が負傷又は疾病により入院した場合、配偶者と別居した場合その他の」を削り、「生じることとなった場合」を「生じた場合として次のアからウまでに掲げる場合に該当することとなった場合」に改め、同号に次のように加える。

ア 配偶者が負傷又は疾病により入院した場合

イ 配偶者と別居した場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、市の規則で定める場合

第16条第4項第6号中「第2項第3号」を「第3項第3号」に改め、同項第7号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に改め、同項を同条第5項とする。

第16条第3項各号列記以外の部分中「養育するため、非常勤職員が当該子の

1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの項に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、再度任用されるものにあつては、当該再度任用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次」を「養育する非常勤職員が、次の各号」に、「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの項の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次項第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市の規則で定める特別な事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの項の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第16条第3項に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの項の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第16条第3項を同条第4項とする。

第16条第2項第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、再度任用されるものにあつては、当該再度任用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」

に、「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第5項第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市の規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第16条第2項第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第16条第2項を同条第3項とする。

第16条第1項の次に次の1項を加える。

2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、

同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第17条第3項及び第4項中「育児時間」の次に「又は介護時間」を加える。

第19条を第21条とし、第18条の次に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第19条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第20条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第16条第4項(第4号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。